

知っていますか？ヘルプカード

日常生活に不安がある人の安心のために

日常生活に不安のある人や障害のある人のなかには、困っているのに困っていることを周りに伝えられない人や、一見障害がないように見える人がいます。ヘルプカードが広まることで、そのような人たちがより安心して暮らすことができます。障害のある人もない人も、ヘルプカードのことをぜひ知ってください。



★障害福祉課 ☎ 1125

ヘルプカードとは…

障害のある人など外出時や災害時に支援が必要な人が、自分から「困っている」「助けて」を伝えられないとき、常時携帯して掲示することで周囲の人へ「手助け」を求めるためのカードです。

カードの記載内容

- ・氏名、住所、電話番号、連絡先
- ・疾病・服薬状況、通院先
- ・配慮してほしいこと

カードの配付場所

- 市役所：障害福祉課（市役所1階）
介護いきがい課（市役所1階）
市民福祉課（アスパアこだま内）
 - 障害者生活支援センター
 - 地域包括支援センター
 - 社会福祉協議会
- ※児玉郡内は、同じカードを使っています。

こんなときに役立ちます

【カードを持っている人】

日常生活

外出の際など、ちょっとした手助けが必要なときにスムーズに支援を受けることができます。

困ったとき

道に迷ってしまった、発作や急に具合が悪くなったときなど、緊急時に適切な支援を受けることができます。

災害が発生したとき

避難の迅速な介助に協力してもらえます。また、避難生活が必要なときなどには、家族や連絡先に電話してもらうなど、避難所等で必要な配慮を伝えられます。

【支援する人】

障害のある人などが「ヘルプカード」を提示した場合は、記載の内容を確認し、支援をお願いします。

交通事故に備える

平成28年度市町村交通災害共済 加入申込受付開始！

★危機管理課 ☎ 1184、総務課 ☎ 1332

交通災害共済とは…

交通災害共済は、交通事故でけがや死亡したときに、みなさんが出し合う会費から見舞金をお支払いする制度です。交通事故による3日以上入院又は通院で見舞金を受け取れます。※事故状況などにより見舞金が受け取れない場合がありますので、詳しくは、危機管理課（市役所3階）又は総務課（アスパアこだま）までお問い合わせください。

交通事故には気を付けましょう！
※写真はスクエアストリート交通安全教室時のものです。

加入資格

- ① 市内に住居登録がある人
- ② ①の人に扶養されている人で、修学のため市外に転出している人

共済期間 4月1日～平成29年3月31日

※加入申込は2月から受付をしています。また、期間途中に加入した場合は、加入日の翌日から3月31日までとなります。

年会費 一般 900円、中学生以下 500円
加入方法 申込先にある申込書に必要事項を記入し、年会費とともに提出

申込先 危機管理課・総務課・ゆうちょ銀行及び郵便局

国民年金保険料の納付は「前納」・「口座振替」がお得！

平成27年度の国民年金保険料の月額15,590円です。保険料の納付期限は翌月末日ですので、忘れずに納付しましょう。なお、納付の仕方によって、保険料が割引になる制度がありますので、ぜひご利用ください。

納付方法 ①～④のいずれか

- ① 口座振替
- ② クレジットカード納付
- ③ 日本年金機構から送付される納付書を使用し、金融機関、郵便局、コンビニ等の各窓口で納付
- ④ 電子納付（インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング）

「口座振替」なら最大15,360円割引

口座振替を利用すると、金融機関等の窓口へ行く手間が省けるうえ、一度手続きすれば納め忘れの心配がなく安心です。

さらに、最も大きな割引を受けられるのが**口座振替による2年前納**で、今年度の**割引額は15,360円**でした。

また、前納は難しいという人も、当月末日の**口座振替（＝早割）**にするだけで月額50円の割引になりますので、ぜひご利用ください。

■申込はお早めに

口座振替・クレジットカード納付による前納の新規・変更の申込期限は**2月末日**（半年前納の後期は8月末日）です。なお、納付書による前納を希望する人は、年度当初に年金機構から送付される前納用の納付書をご使用ください。

これだけお得になります！【参考 平成27年度 国民年金保険料 割引額一覧】

		割引額			
		2年前納	1年前納	半年前納	早割
納付方法	口座振替	15,360円	3,920円	1,060円	50円
	クレジットカード		3,320円	760円	
	納付書				

注1 割引額は当該年度の保険料額によって変動しますので、翌年度以降は変わる場合があります。
注2 2年前納及び早割ができるのは口座振替のみです。



確定申告に必要な「社会保険料控除証明書」が送付されます

平成27年10月1日から12月31日までに昨年初めて国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が2月上旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告の際にご使用ください。

なお、平成27年1月1日から9月30日までに納付した人には、昨年11月に送付済です。

詳細及び再発行の依頼等は専用ダイヤル ☎ 058-555-057（IP）
電話の場合は ☎ 03-6700-1144（1）へ

★市民課 国民年金係 ☎ 1114
★市民福祉課 市民係 ☎ 1333
★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012